

「特別小規模貸付－こうべおうえん」のご案内



**10月1日保証申込分より、融資条件を拡充し、
小規模事業者の資金繰りを支援します！**

ポイント：信用保証料を「全額」神戸市負担

(従来は1/2負担)

1 融資対象者 (以下の要件 (①～④) をすべて満たす方)

- ① 主たる事業所^{※1}が神戸市内にあり、事業を営んでいる
 - ② 市民税を滞納していない
 - ③ 常時使用する従業員の数が20人以下^{※2}
 - ④ この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内
- ※1 神戸市内に主たる事業所を有しようとする方 (市外からの進出予定者) も対象となります
※2 商業 (卸売業、小売業)、サービス業 (宿泊業、娯楽業、旅行業を除く) は5人以下

2 融資条件 (下線部は拡充部分)

融 資 限 度 額	500万円	融 資 利 率	年1.85% (固定利率)
融 資 期 間	7年以内 (うち据置1年以内 (設備資金のみの場合は1年6か月以内))		
資 金 使 途	設備資金及び運転資金 (市外からの進出予定者は設備資金に限ります)		
担 保 ・ 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)		
信 用 保 証	必ず保証を付ける (信用保証料の <u>全額</u> を神戸市が負担します)		

3 申 込 先

県融資制度の取扱金融機関 (県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています)
※ 神戸市経済政策課 (中小企業金融担当) [神戸市産業振興センター内] でも申し込むことができます

4 問い合わせ先

神戸市経済観光局経済政策課 (中小企業金融担当) ☎078-360-3206
兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321
又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

- ※ 取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります
- ※ 主な内容を記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります
- ※ 今回の拡充は、2026年10月1日から2027年3月31日保証申込分を予定しています
(ただし、諸般の事情により、予告なく終了する場合があります)